

高槻市本庁舎広告媒体設置場所貸付事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本庁舎内における広告媒体設置場所貸付事業（以下、「貸付事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 行政財産を活用し、民間事業者等との協働により市の新たな財源を確保するとともに、広告媒体を通じて市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市活用媒体及び広告掲載媒体をいい、その詳細は別途仕様書に定めるところによるものとする。
- (2) 広告枠 広告媒体に広告を掲載するためのスペースをいう。
- (3) 広告主 広告媒体を設置し、高槻市（以下「市」という。）と本庁舎における広告媒体の設置場所にかかる市有財産有償貸付契約（以下、「有償貸付契約」という。）を締結する者をいう。
- (4) 広告掲載希望者 広告枠への広告掲載を希望する者をいう。

(設置場所の貸付)

第4条 市は、広告主に対し、あらかじめ定めた期間に有償貸付契約を締結することができる。その際、広告主は市に対し貸付料を納付し、かつ広告枠を適正に使用する義務を負う。

(広告主の選定方法)

第5条 広告主の選定は、入札によるものとし、入札者数に関わらず参加資格条件を満たし、かつ市が設定する最低価格以上で最高の価格をもって有効な価格提案の行った者とする。

(広告主の責務)

第6条 広告主は、貸付事業に関し、本要領、仕様書のほか、有償貸付契約書の内容を遵守しなければならない。

- 2 本庁舎における広告枠に掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 3 広告の掲載、掲載の取り下げ等により、市に損害が発生した場合は、広告主がその損害を賠償する責任を負う。
- 4 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告

主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告の種類及び範囲)

第7条 広告枠に掲載する広告の種類及び範囲は、高槻市広告事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第4条及び高槻市広告掲載基準（以下、「掲載基準」という。）に定めるところによるものとし、広告枠に掲載する広告における広告掲載希望者の業種及び広告内は、次の条件を満たすものとする。

- ア 広告掲載希望者は市内に本社・支社・支店等を有していること
- イ 歯科に関するものでないこと
- ウ その他市長がこの事業の趣旨に照らして不適切と指定したものを除く

(広告枠の規格等)

第8条 広告枠の規格等は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 広告枠の規格は、別途仕様書において定める。
- (2) 広告枠内に、市が指定する方法で次の項目を明示する。
 - ア 内容が広告であること
 - イ 広告内容の問合せ先（広告主の電話番号等の連絡先）

(掲載期間)

第9条 広告枠に掲載する広告の掲載期間は、有償貸付契約の期間内とする。

(広告掲載希望者の募集及び掲載の依頼)

第10条 広告掲載希望者の募集、調整、選定などは広告主が行う。

- 2 広告掲載希望者から広告掲載の申し出を受けた広告主は、第7条の規定に基づき、当該広告の掲載について適否を検討し、適当と認める場合は、「高槻市本庁舎広告枠広告掲載審査依頼書」（様式第1号）に広告原稿等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 広告に関して必要となる費用は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載等の審査)

第11条 市長は第10条又は第13条に基づく依頼があった場合は、要綱第4条及び掲載基準その他関係する規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否について決定する。

- 2 市長は、広告の審査にあたり、必要と認める場合は、広告主に対して必要書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は審査の結果について、「高槻市本庁舎広告枠広告掲載審査結果通知書」（様式第2号）により広告主に通知する
- 4 審査にあたり、広告の内容に協議、修正等が生じ、広告の掲載までに期間を要したことによって広告主及び広告掲載希望者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わない。

(広告の掲載)

第 1 2 条 広告枠への広告の掲載は、広告主の依頼に基づいて市が前条により審査した結果をもって、広告主が行う。

(広告の変更)

第 1 3 条 広告主は、第 1 1 条の審査により決定され掲載されている広告枠の内容を変更しようとする場合は、第 1 0 条と同様の手続きを行わなければならない。

(広告掲載承諾の取り消し)

第 1 4 条 市は、次の各号に該当する場合には、広告掲載を承諾する通知を行った後においても、当該広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容を第 1 3 条の規定する手続きを経ずに変更したとき
 - (2) 広告主及び広告掲載希望者が、各種法令又は要綱、掲載基準、本要領及び契約内容に違反している、あるいはそのおそれがあるとき
 - (3) 前 2 号に掲げるものの他、当該広告掲載希望者の広告を掲載することが不適当であると判断したとき
- 2 前項の規定に基づき、広告掲載を取り消した場合、「高槻市本庁舎広告枠広告掲載取消通知書（様式第 3 号）」により広告主に通知する。
- 3 前 2 項の規定に基づき、広告の掲載を取り消した場合、広告主及び広告掲載希望者に損害が生じたとしても、市はその損害の賠償の責めを負わない。

(その他)

第 1 5 条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 3 月 6 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 8 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から実施する。ただし、この要領は施行の日以後に生じた契約について適用し、同日前に生じた契約については従前の例による。